

保護者のみなさまへ

平成30年度

## 就学援助制度のお知らせ

**年度当初からの援助をご希望の方は、4月2日(月)から5月31日(木)までに申請してください。**

朝霞市では、経済的理由により教育の機会が失われないように、公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者の方に、学用品費の一部や学校給食費などの援助を行っています。

この制度による援助を希望される方は、下記事項を確認のうえ、申請してください。

小学校入学前に申請をし、援助を受けた方に関しても、入学後の援助を希望される場合は再度の申請が必要です。

### 1 申請することができる方

朝霞市内に住所を有し、公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者であり、下記の①から⑦のいずれかに該当する方。

①経済的にお困りで、世帯全員の前年の年間総所得（給与所得のほか、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、一時所得などがある場合、その合計額）が認定基準範囲内の方。

下表は一例です。実際に認定基準範囲内であるかどうかは、世帯人員の年齢・世帯構成・家賃の有無などにより異なりますので、申請にあたりご不明な点がある場合はお問い合わせください。

#### 《認定基準範囲内の世帯の年間総所得の例》

世帯人員	世帯構成	世帯の年間総所得
2人	母(30歳) 子(7歳) [家賃なし]	230万円程度
3人	父(37歳) 母(35歳) 子(11歳) [家賃月7万円]	360万円程度
4人	父(39歳) 母(36歳) 子(11歳) 子(8歳) [家賃月8万円]	420万円程度
5人	父(42歳) 母(40歳) 子(14歳) 子(11歳) 子(8歳) [家賃なし]	380万円程度

※前年（平成29年分）の年間総所得により判定が行われます。

- ②生活保護が停止または廃止された方。
- ③市民税が非課税または減免の方。
- ④個人事業税または固定資産税が減免の方。
- ⑤国民年金の保険料または国民健康保険の保険税が減免の方。
- ⑥児童扶養手当を受けている方。
- ⑦生活福祉資金の貸付を受けている方。

**注意** 平成30年5月31日(木)までに申請され、認定となった場合、認定日は4月1日となります（審査結果は、6月中旬以降に各家庭に郵送します）。

平成30年6月1日以降に申請され、認定となった場合、認定日は申請月の翌月1日となります。

(裏面もご覧ください)

## 2 支給される費用

※学校での集金・積立金等や給食費を立替えるために支給するものではありません。

※修学旅行費、林間学校費、校外活動費は行事実施後に、学用品・通学用品費は、各学期開始後に支給されます。

新入学児童生徒学用品費等 ※1 ※2	小学校1年	40,600円	小学校6年または 中学校1年	47,400円
学用品・通学用品費（年額） ※年度を通じての認定の場合	小学校1年	11,420円	小学校2年～6年	13,650円
	中学校1年	22,320円	中学校2年～3年	24,550円
学校給食費（年額） ※給食停止等されていない場合	小学校1年	43,300円	小学校2年～6年	46,200円
	中学校1年～2年	52,800円	中学校3年	48,000円
修学旅行費	対象学年	かかった経費に応じて援助します。		
林間学校費	対象学年	かかった経費に応じて援助します。		
校外活動費	小・中学校 全学年	かかった経費に応じて援助します。		
医療費	学校の検診で治療勧告を受けた指定の疾患（軽度の虫歯、結膜炎、中耳炎等）での治療に対して医療券を交付します。			
交通費	全額（教育委員会で指定した場合のみ）			
体育実技用具費（柔道着） （認定後に購入したものに限り対象）	中学校1年	上限3,300円（生徒一人につき、一回の購入のみ）		

※1「新入学児童生徒学用品費等」は、年度当初から（4月1日）認定された方のみ支給対象となります。

※2「新入学児童生徒学用品費等」は、小学校は入学前に支給を受けた方、中学校は小学校6年生時に支給を受けた方は対象となりません。

## 3 申請に必要な書類等

申請には以下の書類が必要です。①から③の書類は、市内の各小・中学校または教育管理課で受け取れます。また、朝霞市ホームページからもダウンロードが可能です。

### ①平成30年度就学援助費受給申請書

- ・二重枠内に記入し、忘れずに押印してください。学年や年齢は提出日現在で記入してください。
- ・援助費は原則として銀行口座振込みですので、保護者の口座の名義等を正確に記入してください。

②承諾書（記載内容を確認のうえ、提出日・住所・保護者氏名を記入し、押印してください。）

③世帯の家庭状況に関する調査書（調査内容・提出日・保護者氏名を記入し、押印してください。）

④印鑑（①から③に押印されていれば必要ありません。）

⑤保護者の銀行口座の名義、口座番号等がわかるもの（通帳等。①に記入されていれば必要ありません。）

⑥課税所得証明書または非課税証明書（平成30年1月1日以降に朝霞市に転入した方のみ。平成30年6月以降に前住所地が発行する平成30年度の証明書（家族全員の課税状況が把握できるもの）を取得し、教育管理課まで提出してください。①～③の書類提出と同時でなくても結構です。）

## 4 申請書類の提出先

児童生徒が在籍している小・中学校または朝霞市役所4階の教育管理課まで提出してください。

**注意** 朝霞駅前出張所・朝霞台出張所・内間木支所では申請できません。

## 5 申請上の注意点

①お子さんが小学校と中学校にそれぞれ通われている場合には、各学校分の申請書類が必要です。

②所得の申告をされていない方は審査ができません。必ず申告手続きを済ませてください。

【お問い合わせ】朝霞市教育委員会 学校教育部 教育管理課  
電話：048-463-0793（直通）